

社会福祉法人 藤沢ひまわり

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 藤沢ひまわり(以下「法人」という。)定款第8条、定款第21条及び評議員選任・解任委員会運営規則第9条に基づき、役員等への報酬等に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(役員 の 範囲)

第2条 この規程において「役員」とは、定款第5条に規定された評議員、定款第6条に規定された評議員選任・解任委員、定款15条に規定してある理事及び監事をいう。

(報酬等の意味)

第3条 この規程において「報酬」とは、役員として職務執行による対価として支払う金銭をいう。

第2項 この規程において「報酬」とは、定款に規定してある会議(評議員会、理事会)や定期監査及び理事会で必要と承認された委員会に出席した役員に対して報償費として、支払う金銭をいう。

(報酬等の額)

第4条 理事長の報酬は、事業収支の状況に考慮し、報酬額は1事業月額4,000円とし、事業数は、法人及び10事業所の合計11事業とする。尚、理事長が常勤職員として現場に勤務している給与については、給与規定に基づき支払うこととする。

第2項 定款細則第15条1項に規定してある定時理事会として6月、3月に開催し、出席した役員に対して、定款15条1項に規定した役員1人に対して、各年度の総額8,000円(税抜き)を超えない範囲で、報酬を支払うこととする。定款15条に規定してあるように、必要がある場合に理事会を開催した場合や理事会で必要と承認された委員会に出席した役員に対してその限りではなく報酬を支払うこととする。尚、法人施設職員の役員には、職務であるから支払わない事とする。

第3項 定款第11条に規定してある定時評議員会として6月に1回開催し、出席した役員に対して、定款8条1項に規定した評議員1人に対して、各年度の総額4,000円(税抜き)を超えない範囲で、報酬を支払うこととする。定款8条2項に規定してあるように、臨時に評議員会を開催した場合や理事会で必要と承認された委員会に出席した役員に対してはその限りではなく報酬を支払うこととする。尚、法人施設職員の役員には、職務であるから支払わない事とする。

(支払方法)

第5条 理事長の報酬の支払方法は、月払いとし、法人本部から毎月10日に理事長の金融機関口座に支払う。当月が土曜日または休日の場合は、その前日に繰り上げるものとする。

第2項 第4条第2項の支払いについては、会議等開催当日に支払うこととする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附則 この規程は、2007年 3月 1日から施行する。
この規程は、2008年 4月 1日から施行する。
この規程は、2009年 4月 1日から施行する。
この規程は、2013年 4月 1日から施行する。
この規程は、2017年 4月 1日から施行する。
この規程は、2017年10月24日から施行する。
この規程は、2018年 4月 1日から施行する。